



群馬労働局の取組 トピックス

(労働契約等セミナー2021、働き方改革関連)

発信者 雇用環境・均等室



○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

①「労働契約等セミナー2021」開催中！～8月・9月の開催日お知らせします～

【厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2021」に関するお知らせ】

本セミナーは、雇用される側（労働者）と雇用する側（使用者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーとなっております。労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説いたします。

また、**無期転換ルール（※）**については、**施行から5年を経過した平成30年4月1日以降、このルールに基づき、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生**していることから、円滑な無期転換を進めるための適切な対応が必要です。このため、無期転換ルールの具体的な導入方法のほか、先行している企業の導入事例を紹介いたします。

さらに、副業・兼業の促進について、現状や促進の方向性、労働者と企業のそれぞれの留意点をわかりやすく解説いたします。

なお、セミナー終了後には相談ブースを設け、労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換ルールの導入や申込み方法などに関する相談に応じます。

(※) 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールです。

【セミナーの日程等は以下のとおり】

〔一般労働者・事業主向け労働契約等解説セミナー〕

○概要

開催期間 6月14日（月）～9月29日（水）

開催形式 オンライン形式での開催

午前の部 セミナー 10時00分～12時30分

個別相談会 12時30分～13時30分

午後の部 セミナー 14時00分～16時30分

個別相談会 16時30分～17時30分

※午前の部と午後の部どちらも同じ内容のため、ご都合のよい方にお申し込みください。

※具体的な開催日や各回の申込締め切り日は、下記専用webサイトをご確認ください。

○参加費 無料

○申込先 専用webサイト <https://public.lec-jp.com/laborContractExplanation/>

FAX：03-5913-6409

※FAX申込用紙は、本事業の委託先である株式会社東京リーガルマインドの専用webサイトからダウンロードできます。

このセミナーは労働者や事業主の方など、どなたでもご参加になれます。参加費は無料です。

対象者 どなたでもご参加いただけます (労働者、事業主、人事労務担当者など) **各回先着 100名**

セミナー時間

午前の部	セミナー	10:00～12:30	午前の部・午後の部 どちらも同じ内容のため、 ご都合の良い回にお申し込みください。 また、個別相談会を希望される方も 事前申し込みをお願いします。
	個別相談会	12:30～13:30	
午後の部	セミナー	14:00～16:30	
	個別相談会	16:30～17:30	

セミナー内容

- 労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎
- 無期転換ルール
- 副業・兼業の促進

申込方法

- 専用webサイトへ <https://public.lec-jp.com/laborContractExplanation/>
- LEC 労働契約等解説セミナー

本紙裏面のFAX申込書 FAX.03-5913-6409

※申込用紙は、専用webサイトからダウンロードいただけます。お問い合わせ先：厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2021」運営事務局 株式会社東京リーガルマインド LEC 東京リーガルマインド 〒164-0001 東京都中央区中洲4-11-10 アーバンネット中洲ビル TEL: 03-5913-6085(平日9時～18時) E-Mail: workingtime@lec-jp.com



厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

② 群馬働き方改革推進支援センターにおまかせ！～中小企業事業主の皆様を支援します～

群馬働き方改革推進支援センターでは、働き方改革の取組を行う中小企業事業主の皆様への支援として、社会保険労務士による、**電話無料相談**や**無料の個別訪問支援**を行っています。

～こんな場合にご相談ください～

- 同一労働同一賃金について教えてほしい
- パートタイマーなどの処遇を改善したい
- 必要な「就業規則」の見直しは
- 36協定について詳しく知りたい
- 各種助成金について教えてほしい など

また、**小規模の勉強会やセミナーへの講師派遣、商工会議所などでの出張無料相談**を行っています。

その他、「**生産性向上や業務効率アップのための機器の導入**」と「**助成金**」の組み合わせの相談などでもお気軽にご利用ください。

※群馬働き方改革推進支援センターの詳細は以下のアドレスよりご確認ください。
<http://gunma-sharoushi.com/consultation/business.php>



働き方改革の取組を
社会保険労務士が**無料**でサポートします！

中小企業の皆様へ
労務管理の専門家が
お悩みを解決します

働き方改革を総合的に、継続的に推進するには？

長時間労働の是正のため何に取り組みれば良いの？

不合理な待遇差を解消する同一労働同一賃金の実現には、どうすれば良いの？

生産性の向上や賃金を上げるには？

働き方改革に利用できる助成金の情報を教えて…！

人手不足の解消に必要な対策って…？

電話での相談は ☎ **0120-486-450**

群馬働き方改革推進支援センター
前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会 内
hatarakikatakaku@gunma-sharoushi.com (※メールによるご相談も受けいたします)

相談受付 2021. 4/1 ▶ 2022. 3/31 ※ 開設時間 平日9:00~17:00 (12/29~1/3を除く)

厚生労働省 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

③ 「働き方改革推進支援助成金」のご案内

「働き方改革推進支援助成金」（以下のとおり）は、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

【労働時間短縮・年休促進支援コース】

令和2年4月1日から、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されています。労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

【勤務時間インターバル導入コース】

「勤務時間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、平成31年4月から、制度の導入が努力義務化されています。勤務時間インターバル制度を導入し、その定着を目的として、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成するものです。

【労働時間適正管理推進コース】

令和2年4月1日から、賃金台帳等の労務管理書類の保存期間が5年（当面の間は3年）に延長されています。労務・労働時間の適正管理を推進することを目的として、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対し、その経費の一部を助成するものです。

【団体推進コース】

令和2年4月1日から、中小企業に時間外労働の上限規制が適用されました。中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成するものです。

※上記助成金の詳細は以下のアドレス（群馬労働局HP）よりご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/banner/281005_00008.html

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！



厚生労働省

群馬労働局

雇用環境・均等室